

○高樋委員長

ほかに質疑はありませんか。――高橋委員。

○高橋委員

おはようございます。それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

先月の委員会で、県警ヘリコプターの概要と主な活動状況等について質問をいたしました。その中で、県警ヘリ「はくちょう」につきましては、その機動力を最大限生かし、さまざまな活動をされているということは承知したところであります。

さて、毎年、今の時期になりますと、春の山菜とりで入山された人が遭難するという事案が多数発生することでありまして、県警ヘリ「はくちょう」が捜索活動で活躍する機会も多くなると聞いております。

前回の答弁の中では、県の防災ヘリコプター「しらかみ」とはこれまでも情報共有などで連携してきたとのことでありました。先般、隊員の相互乗り入れなどについて覚書を交わしたと伺っております。ヘリコプターにつきましては、法定整備点検のため飛行できない期間も長いと、そのようにも伺っております。県の防災ヘリとの連携は、県民の命を守るためにも極めて重要であると考えております。

そこで、質問させていただきます。今回、防災ヘリ「しらかみ」と覚書を締結した理由、覚書の内容についてお伺いをいたします。

○嶋山生活安全部長

県の防災ヘリコプター「しらかみ」と覚書を締結した理由とその内容についてお答えを申し上げます。

覚書を締結した理由でございますが、どちらか一方の機体が点検整備等で運休となった場合に、他の一方の機体に搭乗することができるようにして、2機のヘリコプターを県民の安全・安心のために有効活用するとしたものでございます。

県警ヘリ「はくちょう」と防災ヘリの「しらかみ」につきましては同じ型のヘリでありまして、双方とも、法定の点検整備のために最低でも毎年約40日間、そのほか5年点検等のときには約3カ月間運休となります。そのため、これまで、「はくちょう」の運休期間中に災害等の事案が発生した場合には「しらかみ」が出動することはありましたが、ただ、相互に搭乗することができないため、「しらかみ」を活用して警察活動を行うことはできないといった問題がありました。

そこで、今回、相互に警察官、防災隊員を搭乗させることができるようにして、双方のヘリを県民のために有効活用することについて、県警の地域課と県防災消防課と検討を重ね、本年4月20日に「ヘリコプターの運用に関する覚書」を締結したものでございます。

覚書の内容といたしましては、災害等発生時には、どちらか一方の機体が運休中であっても、他方の機体が対応可能な場合には当然出動をする、この場合に、警察官と県の防災航空隊員が相互に搭乗することができる、それから、平時から合同訓練を行うなどして有事に備えることなどを主な内容といたしてありまして、これに基づきまして、警察活動、防災活動に間隙を生じさせることなく、ヘリを有効活用できるようにしたものでございます。

以上でございます。

○高橋委員

4月20日に覚書を締結されたということでありませけれども、この覚書を締結することによって相互に期待される活動内容、今後の効果等をお伺いいたしたいと思ひます。

○嶋山生活安全部長
お答えいたします。

本覚書を締結したことによりまして、どちらか一方の機体が運休中であっても相互に職員を搭乗させることができることから、例えば、県警ヘリが運休中に災害等が発生した場合に、災害救助の専門的訓練を受けている県警機動隊員を防災ヘリで現場に搬送したり、あるいは遭難事故等が発生した場合に、防災ヘリに県警機動隊員を搭乗させ、山中における遭難救助活動に当たらせることなどができるようになりました。

このことよって、人命救助、その他救援活動がより迅速かつ適切に行われ、県民生活の安全・安心を確保していけるものと考えております。

以上でございます。

○高橋委員

ありがとうございました。

先月、そして今月と県警ヘリコプター「はくちょう」についてお伺いをいたしました。けさ県警の方が来て、来週、常任委員会においてこの「はくちょう」に搭乗するというので誓約書みたいなものを書かされました。私は極度の高所恐怖症でありまして、ちょっと書くのをためらったわけでありませけれども、しかしながら、県警の優秀なパイロットの方を信じて署名いたしましたので、来週を楽しみにもしております。どうぞその際にもよろしくお願ひ申し上げまして、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。